

鎌倉市介護従事者資格取得補助金について

～介護職員初任者研修・実務者研修～

補助対象者

- 介護職員初任者研修又は実務者研修を修了した方
- <いずれか>
- 鎌倉市内に住民登録があり、市内の介護事業所に勤務している方
 - 鎌倉市内の介護事業所に1年以上勤務している方

補助金額・補助対象費用

- 補助金額
介護職員初任者研修又は実務者研修 30,000 円
※費用が30,000円未満である場合は、その金額と同額となります。
- 補助対象費用
上記研修を実施した機関に直接支払った金額（研修に必須のテキスト代及び実習費を含みます。）

補助の要件

- 上記受講研修の修了日が令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）であること
- 今回補助を受ける研修について、別に補助を受けていないこと 等

注意事項

- 研修費用を勤務先の事業者が負担した場合は、補助の対象になりません。
※裏面に手続きの流れを記載しています。

お問い合わせ先 鎌倉市介護保険課

電話 0467-61-3948（直通）

郵送先 〒248-8686

鎌倉市御成町 18-10 介護保険課宛て

ホームページ <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kaigo/news.html>

手続きの流れ

1 交付申請書の作成

○鎌倉市ホームページで補助金交付要綱をご覧ください。補助要件や申請書類を確認してください。様式ファイルもダウンロードできます。

○いずれの研修についても、年度末までに研修を修了し、同じ年度内に申請書等を提出した場合が補助の対象となります。



2 交付申請書の提出

○鎌倉市へ交付申請書（第1号様式）を提出します。以下の書類を添付してください。

- ・研修費用を支払った領収証の写し
- ・研修修了証明書の写し
- ・介護事業所が発行する就業証明書（第6号様式）
- ・補助金支払のための請求書



3 交付決定

○鎌倉市が申請書の内容を審査し、交付（不交付）決定通知書を送付します。（第2号様式）



4 補助額の確定・補助金の支払い

○交付決定者に対し、申請時に提出した請求書に基づき補助金を振り込みます。振込先は本人の口座となります。